

豊田市未熟児養育医療費給付審査基準

1 対象

養育医療給付の対象は、豊田市に住所を有し、母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたものとする。ただし、未熟児とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、次に掲げるいずれかの症状を有する場合をいう。

(1) 出生体重が、2,000グラム以下のもの

(2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態

(ア) 運動不安又はけいれんがあるもの

(イ) 運動が異常に少ないもの

イ 体温が摂氏34度以下のもの

ウ 呼吸器及び循環器系

(ア) 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼ発作を繰り返すもの

(イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの

(ウ) 出血傾向の強いもの

エ 消化器系

(ア) 生後24時間以上排便のないもの

(イ) 生後48時間以上嘔吐が続いているもの

(ウ) 血性吐物又は血性便のあるもの

オ 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの